



兵庫労働局発表
令和2年8月31日

報道関係者 各位



〔照会先〕

兵庫労働局労働基準部健康課

課長 藤井 茂

労働衛生専門官 瀧井重富

TEL (078) 367-9153

FAX (078) 367-9166

令和2年度 全国労働衛生週間の実施について

(本週間10月1日～10月7日)

(準備期間：9月1日から9月30日まで)

〔スローガン〕 みなおして 職場の環境 からだの健康

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12193.html

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎えます。

この間、全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、職場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、全国労働衛生週間及び準備期間の取組みについて、労働災害防止団体、地方公共団体等（75団体）に向けて、事業者及び労働者が連携・協力しつつ労働衛生水準のより一層の向上を目指した労働衛生管理活動の周知・啓発及び協力を求めました。

兵庫労働局及び管下11の労働基準監督署とともに、下記の事項について、取り組みます。

なお、毎年1000人規模が参加する兵庫労働安全衛生大会（一般社団法人兵庫労働基準連合会主催、当局後援）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況下、参加者の健康を守る観点から今年度の開催が中止されています。

○全国労働衛生週間（準備期間を含む）での主な取組

1 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取組

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理

の強化を行い、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組み、併せて、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた取り組みについて労使団体（5団体）に対し、傘下の企業への周知・啓発を行うよう協力を求めました。

全国労働衛生週間を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の“3つの密”を避けることに徹底した取り組みをお願いします。

- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ② 密集空間（多くの人が密集している）
- ③ 密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

※「全国労働衛生週間実施要綱」で定めております。

2 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の取組

メンタルヘルス対策では、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見を行うためにストレスチェックを実施し、その結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組について推進しているところです。

今年度は、各事業場におけるストレスチェックの実施時期が遅れている現状があるため、事業者に対して遅延理由等を確認するとともに、ストレスチェックの確実な実施について集中的に指導します。

3 「職場の健康診断実施強化月間」としての集中的取組

労働安全衛生法では、職場の労働者に対する健康診断の実施及び有所見者に係る医師への意見聴取等を事業者が義務付けています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健康診断実施時期が延期されている状況にありますが、労働者の健康管理を的確に行うため、事業者に対して、各種健康診断を早期に実施するよう集中的に指導します。

4 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての集中的取組

兵庫労働局においては、「兵庫 第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（平成30年～令和4年）を策定し、粉じん障害防止対策の取組を推進するため、労働基準監督署による指導等を集中的に行い、粉じん障害防止対策の一層の徹底を図ります。

◇資料

- 別添1 第71回 全国労働衛生週間リーフレット
- 別添2 3つの密を避けるための手引き！
- 別添3 新しい生活様式（生活スタイル）の実践例
- 別添4 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 別添5 職場の健康診断実施強化月間
- 別添6 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

第71回 全国労働衛生週間

令和2年10月1日(木)～7日(水)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で71回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

みなおして 職場の環境 からだの健康

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・ 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・ 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・ 有害物の漏えい事故、酸欠症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- ・ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・ 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・ 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- ・ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・ 受動喫煙防止対策に関する事項
- ・ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・ その他の重点事項

準備期間に実施する事項(1. 重点事項) (抜粋)

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスクーアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③4つのメンタルヘルスクーア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか
高齢労働者の健康づくり	①「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 ②高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用 ほか
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

産業保健総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

- ・企業の働き方改革の取組を知りたい
- ・制度、支援策を知りたい
- ・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- ・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

- ・働き方改革関連法とは？
（労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
- ・助成金のご案内



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/index.html



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し

職場 受動喫煙

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

腰痛予防対策

陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>



腰痛予防対策講習会

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。
人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

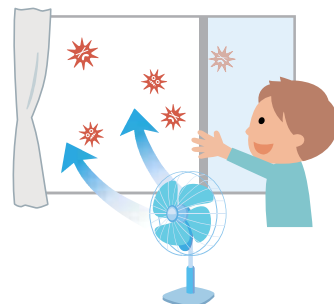


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。

- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。



- 飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

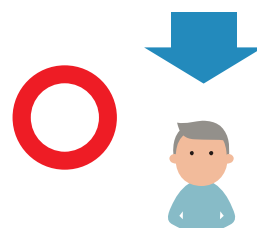
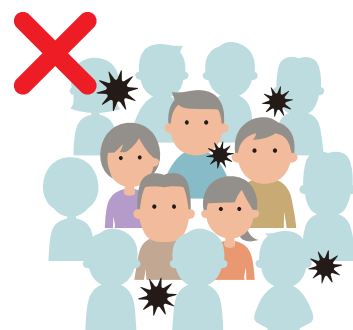


https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHO は「5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ（約 3,000 個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは 10 人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
	・その他（ ）	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・普段からマスク着用や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項 目		確認
3	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(4) 一般的な健康確保措置	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
	(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
	(1) 基本的な対策	
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等になるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項 目		確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(8)ゴミの廃棄について	
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
	(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	(2)陽性者等が出た場合の対応	
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項 目		確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3)その他の対応	
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版

職場の健康診断実施強化月間

厚生労働省では、平成 25 年度より毎年、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、次のとおり実施することとしております。

【重点事項】

1. 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
2. 健康診断結果の記録の保存の徹底
3. 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
4. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応（別添 5－1）
5. 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携（別添 5－2）
6. 定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供（別添 5－2）
7. 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用（別添 5－3）

【産業保健に関する取組の周知・啓発】

1. 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく取組
2. 地域・職域連携推進ガイドラインに基づく取組
3. 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応
 - (1) 肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づく職域での検査機会の確保等
 - (2) 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づく取組
 - (3) 労働者に対する風しんの抗体検査の機会の提供等

定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)



自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

～事業者の皆様へ～

医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。

（高齢者医療確保法第 27 条第 2 項及び第 3 項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

<ご対応のお願い>

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。
※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>
※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。
- 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。
 - 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
 - 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
 - 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

<注意事項>

- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
- データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。
（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令 157 号）第 15 条）

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を 利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

**9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～ 健康診断と事後措置の徹底を！～**

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～カの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	男 人 女 人 計 人 うち派遣労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	☐ 1 年以内に行っている 直近の健診実施時期 ____ 年 ____ 月 直近の健診実施機関名 _____	☐ 1 年以内に行っていない ☐ 予定している 時期 ____ 年 ____ 月 ☐ 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	☐ 6 ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 ____ 年 ____ 月 直近の健診実施機関名 _____	☐ 対象者がいない ☐ 6 ヶ月以内に行っていない ☐ 予定している 時期 ____ 年 ____ 月 ☐ 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	
エ	健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当事案なし	
カ	健康診断の結果保健指導を行っていますか。（努力義務）	☐ 行っている ☐ 行っていない	
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」における義務）	☐ 行っている ☐ 行っていない	

直近の健診実施機関名については、代表する 1 機関を記入すること。

“9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です”

兵庫労働局労働基準部 健康課

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、8次にわたる粉じん障害防止総合対策の取組により、当局管内のじん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、依然として新規有所見者は発生しています。

兵庫労働局では、引き続き、「**兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（平成30年度から令和4年度）を策定して取組を推進しており、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策のより一層の徹底を図っています。

各事業場におかれましては、総合対策に定める「**粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置**」の実施をお願いいたします。重点事項は、以下の6点です。

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策
- (5) じん肺健康診断の着実な実施
- (6) 離職後の健康管理の推進

実施事項（参考例）

重 点 事 項	関 係 団 体	事 業 場
基本的事項	・ 会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、粉じん作業に係る自主点検の実施の援助 ・ 講習会・セミナーの開催 ・ 月間中のパトロール実施	・ 取組の自主点検の実施 ・ 「粉じん対策の日」の設定 ・ じん肺健診の実施 ・ 労働衛生教育の実施
屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業	・ 平成26年7月及び平成29年6月施行の改正粉じん則に基づく措置（有効な呼吸用保護具の使用）の周知	・ 有効な呼吸用保護具使用の徹底 ・ 有効な呼吸用保護具を使用すること等要旨を記載したものを作業場の見やすい場所へ掲示
ずい道等建設工事	・ 「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 ・ 特別教育の受講勧奨	・ 「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ・ 粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 ・ 呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
呼吸用保護具の使用の徹底等	・ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	・ 保護具着用管理責任者の選任 ・ じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者の粉じんばく露低減措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具の使用
アーク溶接作業、金属等の研磨作業	・ 屋外でアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になっていることの周知	・ 局所排気装置等による作業環境の改善 ・ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進 ・ 特別教育の徹底 ・ たい積粉じん対策の推進
離職後の健康管理	・ 健康管理手帳制度の周知	・ 管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 ・ 合併症予防の観点から禁煙の働きかけ

- ・ 「兵庫第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」については、兵庫労働局ホームページに掲載しています。
- ・ お問い合わせは、兵庫労働局健康課（078-367-9153）又は各労働基準監督署までお願いします。